

農地を売買（貸借）する時に必要な書類等（3条申請）

必要 番号 に○	書 類 名	参 考 事 項	部 数	点 検 欄
○1	申請書	事務局よりお渡しします。 ★ 町外の方 が農地を取得（借人）する場合は、2部必要 です。（コピー不可）	1	
★ 町外の方 が農地を取得（借人）する場合は、以下の書類2部（1部はコピー可）必要です。				
○2	土地登記事項証明書 （全部事項証明のみ）	柳川法務局より （分筆の必要があれば分筆登記後。） （相続の必要性あれば相続登記後）	1	
3	耕作証明書	町外の方 であれば必要となります。	1	
4	世帯全員の住民票	町外の方 であれば必要となります。	1	
5	位置図	初めて見る人が位置を確認できる地図並びに 町外者 につ いては通作距離が分かる地図（ネット上の地図可）	1	
○6	地区担当農業委員へ の内容説明	総会資料送付前（25日）までにご連絡をお願いします。 担当委員は別紙をご覧ください。		
7	法人 関係書類 別紙の申請書添付書 類をお渡しします。	法人を証する登記簿謄本 定款 営農計画書 農業生産法人の要件に係る事項（別紙） 最新の損益計算書（写）	1 1 1 1 1	
○8	誓約書	農地取得後3年間は生産が低下しないよう自ら耕作し転 用もしくは第3者への譲渡・貸付はしないことの誓約書	1	
9	代理権授与通知書 （委任状）	行政書士等代理人の場合は必要になります。	1	
10	営農計画書	新規就農者と農業生産法人は提出が必要です。	1	
11	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借・使用貸借権設定の場合「契約書の写」 ・ 新規就農者で町外の方（会長と地元委員事前ヒアリング） ・ 農業分野の事業を行なっておらず、農地を新規で取得 や借りる法人（総会時又は会長事前ヒアリング） 総会もしくは会長・地区委員事前ヒアリングに出席い ただき内容説明をお願いします。 		

農地法3条の手続きは**毎月25日まで**に提出してください。

地区担当農業委員に申請内容の説明をお願いします。